

港北ガーデンヒルズ自治会規約（平成29年4月16日 改定5）

第1条（名称及び事務所）

本会は、港北ガーデンヒルズ自治会と称し、事務所を横浜市都筑区中川1丁目2番、港北ガーデンヒルズ・プラザ21管理事務所内に置く。

第2条（会員）

本会は、港北ガーデンヒルズ居住者（賃借居住者を含む）をもって組織し、世帯ごとに一会員とする。

第3条（目的）

本会は、会員相互の親睦と福祉の増進に努め、管理組合と協調して、良好な生活環境を維持、発展させることを目的とする。

第4条（事業の内容）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. マンションにおける生活環境の維持、改善及び共同生活の秩序維持に関すること。
2. 会員の福利厚生に関すること。
3. 会員相互の親睦と文化の向上を図るための各種の催しに関すること。
4. 地域の連帯の維持に関すること。
5. その他、本会の目的達成のために必要と認められること。

第5条（活動の原則）

本会は、次の原則に基づき活動する。

1. 個人の生活を尊重し、これを侵さないこと。
2. 会の目的に反する営利的、宗教的あるいは政治的な活動に利用しないこと、又は利用されないこと。

第6条（機関）

本会の目的を達成するため、次の機関を置く。

1. 総 会
2. 役 員 会
3. 運営委員会
4. 専 門 部 会

第7条（総会）

総会は、次の事項を審議し、決定する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告、収支決算及び監査報告
3. 規約の改正
4. 運営委員会が必要と認める事項
5. その他重要事項

第8条（定時総会及び臨時総会）

1. 定時総会は、毎年4月に会長が招集し、開催する。

2. 臨時総会は、次の事情が生じた場合に、会長が召集する。

①運営委員会が必要と認めた場合

②会員の10分の1以上の要請があった場合

第9条（総会の運営）

1. 総会は、会員の過半数が出席（委任状も含む）をもって成立する。

2. 総会の議事は、第22条に定める場合を除き、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

3. 総会の議長及び書記は、出席会員の中から選出する。

第10条（役員・監事）

1. 運営委員の互選により、本会に次の役員および監事を置き役員会を構成する。また、前年度の役員等が自治会運営の連続性を確保するため、監事に就任することも可能とする。

①会 長 1人

②副 会 長 2人

③事務局長 1人

④専門部長 4人（以上、役員）

⑤監事 2人

2. 事務局・専門部の内容については、別に定めるところによる。

第11条（役員・監事の職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を掌理及び統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは会務を代行する。

3. 事務局長は、自治会員の入退会の管理と日常の事務を処理するとともに、会長及び副会長を補佐する。

4. 専門部長は、所属する部会を統括する。

5. 監事は、会の経理を監査し、総会においてその執行状況を報告する。なお、監事は役員会および運営委員会に出席し意見を述べる事が出来るが、議決には関わらない。

第12条（役員会の招集）

1. 役員会は、必要の都度、会長が召集する。

2. 役員会で議論されたことは、必要に応じて運営委員会で議決にかけられる。

第13条（運営委員会）

1. 各棟より運営委員を選任し、運営委員会を構成する。

2. 各棟の運営委員の人数は下記の通りとする。

| | | | |
|----|----|----|----|
| A棟 | 3人 | F棟 | 4人 |
| B棟 | 4人 | G棟 | 1人 |
| C棟 | 4人 | H棟 | 1人 |
| D棟 | 3人 | I棟 | 1人 |
| E棟 | 4人 | | |

合計 25人

3. 運営委員は、立候補、推薦及び抽選の順序で選任する。
4. 運営委員会は、総会の決議に基づき、実行計画を検討する。
5. 役員・監事以外の運営委員は、別に定めるところの、事務局、専門部のいずれかに属する。

第14条（運営委員会の招集）

1. 運営委員会は、毎月1回会長が招集する。
2. 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

第15条（専門部会）

専門部会は、運営委員会の決定事項につき、具体的な実行計画を策定し、実行する。

第16条（専門部会の招集）

専門部会は、必要の都度、部長が招集する。

第17条（運営委員の任期）

1. 運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 運営委員は、前項の定めにかかわらず、後任の運営委員が選任されるまでは継続して職務を遂行しなければならない。

第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条（経費）

本会の運営費は、会費、寄付金、助成金及びその他の収入をもって当てる。

第20条（会費）

会員は、別に定める額の会費を納入しなければならない。

第21条（細則の制定）

この規約施行のために必要な細則は、運営委員会の議を経て、会長が定める。

第22条（規約の改正）

この規約の改正は、総会出席者（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を得なければならない。

港北ガーデンヒルズ自治会細則（平成30年 2月3日 改定 5）

第1条(事務局・専門部の内容)

港北ガーデンヒルズ自治会規約(以下「規約」という)第10条第2項の内容については、次の通りとする。
ただし、以下で特定されない職務については必要に応じて全運営委員が協力、分担して当たる。

- | | | |
|--------|--------|--|
| ①事務局 | 局長以下3人 | 諸会議の事務局、備品・消耗品の調達管理など |
| ②広報部 | 部長以下3人 | 自治会ニュースの発行、広報活動、HPの運営など |
| ③渉外部 | 部長以下5人 | 中川西小学校地域防災拠点の運営、防災訓練、防犯パトロールの実施、・防災防犯用品の調達及び管理など |
| ④福利厚生部 | 部長以下7人 | 福利厚生事業の企画、運営など |
| ⑤経理部 | 部長以下2人 | 会費の管理、経理の実行など |
- ⑥前年度の役員等が、自治会運営の連続性を確保するため、監事に就任する場合は、①から⑤の要員を増やすことができる。

第2条(支援団体)

下記の団体の活動を支援する。なお支援団体の窓口は、特に定める場合以外は会長・副会長とする。

- ① シルバーサロン(高齢者の親睦・福祉増進をはかることを目的とする団体)
- ② 子ども会(中学生以下の子どもたちの交流と育成及びその保護者等の交流を目的とする団体)
- ③ 地域猫愛護会(「地域猫活動」を実施している団体)
- ④ 山崎公園愛護会(山崎公園の美化、樹木・竹林保護活動をしている、子供たちに健全な遊びの場を提供している団体)

第3条(会費)

規約第20条の会費は、当分の間、年額2,000円とし、1年分を一括して納入する。

ただし、年度途中入会者の会費は、200円×年度残月数とし、2,000円を上限とする。

第4条(入退休会の手続き)

入会、及び転勤などやむを得ない事由による退会・休会については、別紙様式の届出書を提出しなければならない。

第5条(個人情報保護)

運営委員は、自治会に於ける個人情報の適切な使用と保護の為、以下の項目を遵守する。

- ① 運営委員は会員名簿の取扱いに注意し、役職上知り得た会員に関わる個人情報を他に漏らしてはならない。
- ② 運営委員は、自治会運営目的、事業以外に使用してはならない。
- ③ 自治会役職を退いた後に於いても、自ら使用、第三者へ開示、漏洩してはならない。
- ④ 個人情報の管理は会長または会長が指定する役員が適正に保管する。

細則の改定履歴 (平成 30 年 2 月 現在)

| 改定日付 | 改定条項 | 改定内容 |
|----------|-------------------------|--|
| H22/6/5 | 第 1 条の 2 (専門部の内容) | シルバークラブ及びキッズ&ジュニアクラブへの連絡調整部門を「福利厚生部」と明確化した。 |
| H26/6/15 | 第 1 条の 2 の② (専門部の内容) | 1. シルバークラブからシルバーサロンへの改称。 2. キッズ&ジュニアクラブから子ども会への改称。 3. 子ども会の定義変更:「中学生以下の子どもたちの交流と育成を目的とする団体」から「中学生以下の子どもたちの交流と育成及び保護者等の交流を目的とする団体」とした。 4. 子ども会担当者を、「福利厚生部から副会長」に変更した。 5. マシュマロクラブ:6年前に解散したので削除した。 |
| | 第 1 条の 2 の③ | 地域猫愛護会(「地域猫活動」を実施している団体)を追加した。 |
| H27/6/14 | 第 1 条の 1 の① (専門部の内容) | 広報部の職務に HP の運営を追加した。 |
| | 第 1 条の 1 の⑤ (専門部の内容) | 「前年度の役員等が、会計監査に就任する場合は、専門部の部員を増員することができる」と追記した。 |
| | 第 3 条(弔意) | 弔意金の廃止により第 3 条削除した。 |
| | 第 4 条 (入退会の手続き) | 休会手続きについて条文に追加した。 (第 4 条を新たに第 3 条(入退会)とする) |
| H29/4/16 | 第 1 条の 1 (専門部の内容) | これを「事務局・専門部の内容」と改め、ここに事務局の役割を追記した。同時に各専門部の役割の表現を現状に合わせ改めた。 |
| | 第 1 条の 2 | 第 2 条(支援団体)とし、ここに「④山崎公園愛護会」を加え、これらの窓口を正副会長とした。更に表現を簡潔に改めた。 |
| H30/2/3 | 第5条 | 個人情報保護法改正の伴う自治会の個人情報管理について定義する。 |